

|        |                  |
|--------|------------------|
| 原議保存期間 | 5年(平成35年3月31日まで) |
| 有効期間   | 一種(平成35年3月31日まで) |

警視庁交通部長 殿  
各道府県警察本部長  
(参考送付先)

各管区警察局広域調整担当部長  
警察大学校交通教養部長

警察庁丁交指発第2号、丁運発第7号  
丁交企発第2号

平成30年1月16日  
警察庁交通局交通指導課長  
警察庁交通局運転免許課長  
警察庁交通局交通企画課長

いわゆる「あおり運転」等の悪質・危険な運転に対する厳正な対処について(通達)  
平成29年6月、神奈川県内の東名高速道路において、あおり運転等の悪質・危険な行為を原因とする悲惨な交通死亡事故が発生したほか、全国的に同様の事案が大きく報道されるなど、同種の悪質・危険な運転に対する厳正な対処を望む国民の声が高まっている。

あおり運転等の悪質・危険な運転を抑止するため、次に掲げる厳正な捜査の徹底を始めとした諸対策を、積極的に推進されたい。

本通達については、刑事局刑事企画課及び同局捜査第一課と協議済みである。

#### 記

### 1 悪質・危険な運転に対する厳正な捜査の徹底

悪質・危険な運転が関係する事案を認知した場合には、客観的な証拠資料の収集等を積極的に行い、道路交通法違反のみならず、危険運転致死傷罪(妨害目的運転)、暴行罪等あらゆる法令を駆使して、厳正な捜査の徹底を期すこと。

また、悪質・危険な運転を未然に防止するため、車間距離不保持、進路変更禁止違反、急ブレーキ禁止違反等の道路交通法違反について、積極的な交通指導取締りを推進すること。

### 2 悪質・危険な運転者に対する行政処分の実施

#### (1) 迅速かつ積極的な行政処分の実施

悪質・危険な運転者を早期に排除するため、迅速な行政処分の執行に努めること。  
また、「あおり運転」等に暴行罪等が適用される場合、又は「あおり運転」等に起因し暴行、傷害、脅迫、器物損壊等が伴う場合には、点数制度による処分に至らなくとも、当該事件内容を精査し、自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれが認められるときは、「運転免許の効力の停止等の処分量定基準の改正について」(平成25年11月13日付け警察庁丙運発第40号)に規定する第1の2の(1)のイの(ロ)の基準による危険性帯有(道路交通法第103条第1項第8号)に係る行政処分を積極的に行うこと。

## (2) 関連情報の行政処分担当課への集約

前記(1)の危険性帯有による行政処分の適用について検討できるよう、行政処分担当課においては、交通指導（交通捜査）担当等関係部門と緊密に連携し、「あおり運転」等の悪質・危険な運転に関する取締状況等の集約を行うこと。特に、捜査過程において、犯行の態様又は犯行に至った動機・原因が判明することがあることから、関係部門との連携に遺漏のないよう配慮すること。

## 3 更新時講習等における教育の推進

### (1) 更新時講習等における危険性の説明

更新時講習等については、「更新時講習の運用について（通達）」（平成27年3月30日付け警察庁丙運発第12号）等において、「交通の方法に関する教則のうち、昨今の交通事故情勢や制度改正等を踏まえ、特に取り上げて教えることが必要な事項を適切に選定し、受講者に説明すること。」とされていることなどから、同講習等においては別添に掲げた運転の態様等を参考に、「あおり運転」等の悪質・危険な運転の危険性や、これらの行為が禁止されていること及びその違反行為に対しては取締りが行われることについて説明するとともに、更新時講習等に使用する教本や地方版資料等に、これら特に周知すべき事項を分かりやすく記載するよう努めること。

### (2) 運転適性検査による安全指導

違反を行った者に対する違反運転者講習等の更新時講習等において実施することとされている運転適性についての診断と指導において、運転者本人に自己の運転意識等を自覚させるとともに、運転適性検査結果に基づいた安全指導を適切に行うこと。

## 4 安全運転管理者等に対する講習における教育の推進

安全運転管理者は、道路交通法第74条の3第2項の規定により、自動車の使用者の業務に従事する運転者に対する交通安全教育等を行わなければならないこととされており、安全運転管理者等に対する講習については、道路交通法施行規則第38条第1項第1号において、「自動車の運転者に対する交通安全教育に必要な知識」等に関し行うこととされていることから、同講習においては、各事業所等において、安全運転管理者等が行う交通安全教育に資するよう、前記3と同様の説明を行うこと。

## 5 広報啓発活動の推進

広報啓発活動においては、以下の内容について都道府県警察のホームページ、SNS、広報紙等を効果的に活用すること。このほか、地域交通安全活動推進委員、交通安全活動推進センター、交通ボランティア等との協力、地方運輸局、高速道路株式会社法に定める会社を含む道路管理者、地方公共団体、交通関連事業者団体その他関係機関・団体等と連携を緊密にすること。

- (1) 「あおり運転」等の悪質・危険な運転は厳正な取締りの対象となること及び交通指導取締り等を強化していること。

- (2) 運転者は、自分本位ではなく、相手に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って判断し行動する必要があること（速度に応じた適切な車両通行帯の利用、追越しをしようとする車への配慮等を含む。）。
- (3) 危険な運転者に追われるなどした場合、サービスエリアやパーキングエリア等、交通事故に遭わない場所に避難するとともに110番通報すること。

## 妨害を目的とする運転の態様と違反の種別

| 運転の態様(例)   | 違反の種別(道路交通法)                                |
|--|---|
| 前方の自動車に激しく接近し、もっと速く走るよう挑発する                      | 車間距離保持義務違反(法26条)                            |
| 危険防止を理由としない、不必要な急ブレーキをかける                        | 急ブレーキ禁止違反(法第24条)                            |
| 後方から進行してくる車両等が急ブレーキや急ハンドルで避けなければならなくなるような進路変更を行う | 進路変更禁止違反(法第26条の2第2項)                        |
| 左側から追い越す   | 追越しの方法違反(法第28条)                             |
| 夜間、他の車両の交通を妨げる目的でハイビームを継続する                      | 減光等義務違反(法第52条第2項)                           |
| 執拗にクラクションを鳴らす                                    | 警音器使用制限違反(法第54条第2項)                         |
| 車体を極めて接近させる幅寄せ行為を行う                              | 安全運転義務違反(法第70条)<br>初心運転者等保護義務違反(法第71条第5号の4) |

故意に自車を他人の車に著しく接近させるなどの運転態様、当事者の認識、周囲の道路状況等に照らし、その行為が、相手の運転者に対する有形力の行使と認められる場合には、暴行罪(刑法第208条)が成立する場合がある。